

第5章

計画の推進

1 計画の推進体制 ————— 84



1 計画の推進体制

教育委員会は、家庭・学校・地域・行政がそれぞれの役割を果たしつつ、連携・共働しながら、一体となって施策を推進していく体制整備に努めます。

また、教育は市民生活に幅広く関係するため、教育委員会が所管する分野だけでなく、市長部局の各部署とも連携を図りながら、担当部署が責任を持って施策を推進します。

Plan（計画）－ Do（実施）－ Check（評価）－ Action（見直し）のサイクル（PDCAサイクル*）を繰り返し、継続的な改善を行うことにより、計画推進のさらなる充実に取り組みます。

(1) 事務局における進捗状況の把握

この計画を実効性のあるものにするため、取組の進捗状況と成果指標の両面で、事務局において計画の進捗状況を取りまとめます。

「第3章 重点施策」では、施策ごとに状態指標を設定し、2020、2021年度の次期計画の策定に役立てるために、各施策の効果を評価します。また、事業ごとに成果指標と主な実施内容の目標を設定しており、毎年、その達成状況を把握します。

「第4章 基本施策」においても、各分野の施策ごとに状態指標を設定し、次期計画の策定に役立てるために、各施策の効果を評価します。事業については、毎年、取組実績を把握します。

また、本計画における施策のうち、第8次豊田市総合計画の実践計画に位置付けられている事業については、実践計画の進捗管理を活用した効率的な進捗状況の把握に努めます。

(2) 教育委員会

教育委員会において、本計画の進捗状況について教育委員に報告し、その推進に向けて協議します。この中で、重点事業を始め、特に課題のある事業や協議すべき事業等を、点検・評価の対象事業に選定します。

(3) 点検・評価

教育委員会において選定した事業について、教育委員会が外部の有識者や市民の意見・助言を参考にしながら、各担当課へのヒアリングや現場視察を通して、点検・評価を行います。

(4) 市民への公表

計画の進捗状況や各指標の達成状況、点検・評価の結果等については、市民に対して定期的に情報を公表します。公表は、豊田市ホームページへの掲載等を通じて、市民に分かりやすく、効率的で適切な方法で行います。



